

競争入札心得（各種業務）

(総則)

第1条 北海道が発注する各種契約の入札に当たっては、別に定めのあるもののほかこの心得を承知してください。

(入札保証金等)

見だ供約を
に、ん提契付
前を保険納
行額担証部
執当る保一
札相え札は
入）代入又
は。う。にる部
て「をには
れ下金間き
さ（証のと
除（保とた
免税札社し
を費入会出
付消の險提
納方上保を
の地以、券
金び額し証
証及るだ險
保税すた保
札費当。証
（入消相ん保
者額5ま入
加金のり該
参約分な当
札契100ば、す。
入た100れしま
っのけ結し
条も）な締除
第2積額しを免

2 前項の入札保証保険契約は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が入札当日から起算して9日以上のものでなければなりません。

3 入札保証金に代える担保としての定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付のある承諾書を提出してください。

4 入札保証金に代える担保として銀行又は知事の指定する金融機関の保証を提供するとき
は、保証期間を入札当日から起算して9日以上とした当該保証を証する書面を提出してく
ださい。

(入札)

第3条 入札参加者は、入札書を作成し、封書の上、自己の氏名を表記して提出（入札箱に投入）しなければなりません。

6 第下送配信す明
第法以り、般定証
条同（よし一規定
2 は便にきるに配
第く書等書す号ち
し）信便朱定4う
9 者若る郵と規第の
9 者すを」に条務
第業定書書札3役ん。
律事規札札6第のせ
法便に入入第法便ま
年書項の）条同書り
14 信2項称2は信な
成定第前名第くるば
平特条、の律しすれ
（る2て務法若定め
律す第い業者規な
法定法お託す業にし
する規同に委関事項出
すにる合（に便2提
關項よ場「達書第で
に9にるに送信条の
達第者め箇の定2も
送条業認封書特第る
の同事をの信る法め
書、便札そるす同定
信者書入、よ定るが
る業信るはに規す事
よ事国よ業者に供知
に便外による業項提
者書る）す事9のし
業信す。と問第者と
事一般定うう民条業の
間一規いよは同事も
民るにとし又、便る
はす号」札便者書ず
又定4等入郵便信準
便規第便て明事外国に
郵に条郵し証便外便

2 項3「付達書る郵便

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

(代理)

[illegible]

3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

(入札書の書換え等の禁止)

第6条に「入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。」

(無効入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (3) 入札書の記名押印がない入札
- (4) 所定の入札保証金その納付又は同一事項に代え担保の提供をしない者のした入札
- (5) 一代り人が2人以上の者として入札したときの入札
- (6) 入札者が同一事項について入札をしたときの双方の入札
- (7) 郵便等に よる入札で所定の日時まで到着しなかったもの
- (8) 無権代理人がした入札
- (9) 入札に關する不正の行為があった者のした入札（当該行為が契約締結前に明らかとなつたものに限る。）
- (10) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (11) その他入札に關する条件に違反した入札
- (12)

(開札)

第 8 条 開札は、公告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに開札の場に参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人は、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち会わせます。

(再度入札)

第9条 開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者（初度の入札参加者）で再度入札を行います。
また、再度入札によっても落札に至らなかった場合には、随意契約によることがあります。

(落札者の決定)
第10条の2 有効な入札をした者を落札者とし、その最低価格で入札をさせた者を落札者と定める。ただし、この場合、最低価格は、当該入札事務に於ける最良かつ唯一の相場と認められるものとする。

第11条 開札の結果、次各号のいずれかに該当するときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を、落札者としなければならない。

(2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき。

3 第1項の規定に基づき、最低の価格で入札した者を落札者とし、予定価格の範囲内で申込みをした他の者のうち、最低の価格で申込みをした者を落札者とします。

第12条 落札者が決定した場合、入札保証金又はそれに代える担保は、落札者に対しては契約終了後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に返還します。

第13条 落札の者が当該契約を締結し、よばるとするまじき、は、ただし、決定の通知を受けるに当たっては、かかる日約

(2) 契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には支出負担行為担当者が電

第14条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により北海道議会（以下「議会」という。）の議決を要する事件とされているので、落札社を決定した場合は仮契約を締結し、北

~~せず、又は解除し、本契約の締結を行わないことができるものとします。この場合において、落札者は、仮契約の解除及び本契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請~~

第15条 落札者が暴力的手段等による公共事業等から除外する措置を講じることは、当該落札者とは契約の締結を行ないません。

において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができません。

第16条 落札者が当該入札に係る契約を終結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はその納付に代えて提供した担保は、道に帰属します。

約金を道に納付しなければなりません。
(契約保証金等)

契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、保険会社との間に道を被保険者とする履行保証保険

2 前項の履行保証保険契約は、定額（定率）でん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が契約期間の始期から終期（目的物の引渡しを要する業務にあっては、契約期間の始期

し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。

4 契約保証金に代える担保として銀行又は知事の指定する金融機関の保証を提供するとき

第18条 落札者は、当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができます。

第19条（入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取及び積算の内訳書の徴取を行うこと又は入札の執行を取りやめることがあります。）

2 契約締結後に入札談合の事実があったと認められたときは、契約を解除することがあります。

(入札の取りやめ等)

第20条 前条第1項及び第2項に定めるもののほか、支出負担行為担当者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

(入札の辞退)

第21条 入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2 入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。

(1) 入札執行前にあっては、その旨を文書又は口頭により支出負担行為担当者に連絡すること。

(2) 入札執行中にあっては、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること。

3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。

(不正行為に伴う損害賠償等)

第22条 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがあります。

令和 年 月 日

北 海 道 警 察 本 部 長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

業 務 名

質 問 書

質疑番号	要領等	質 疑 内 容
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

回	番
---	---

入札書

令和 年 月 日

北海道警察本部長様

住所
入札人
氏名
印

競争入札心得、契約条項その他北海道が示した競争入札の執行条件を承諾の上、
下記の金額で入札いたします。

1 業 務 名

2 入 札 金 額

	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

頭首には「¥」又は「金」を記載すること。

回	番
---	---

入札書

令和 年 月 日

北海道警察本部長様

住所
入札人
氏名

住所
代理人
氏名

印

競争入札心得、契約条項その他北海道が示した競争入札の執行条件を承諾の上、
下記の金額で入札いたします。

1 業務名

--

2 入札金額

	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

頭首には「¥」又は「金」を記載すること。

回	番
---	---

入札書

令和 年 月 日

北海道警察本部長様

住所
入札人
氏名

住所
代理人
氏名

住所
復代理人
氏名

印

競争入札心得、契約条項その他北海道が示した競争入札の執行条件を承諾の上、
下記の金額で入札いたします。

1 業務名

--

2 入札金額

	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

頭首には「¥」又は「金」を記載すること。

委任状

令和 年 月 日

北海道警察本部長様

住所
入札人
氏名

印

私は、下記業務の入札及び見積りに関すること及び
復代理人の選任に関することについて
代理人と定め一切の権限を委任します。

記

業務名

委任状

令和 年 月 日

北海道警察本部長 様

住 所
入札人
氏 名

住 所
代理人
氏 名

印

私は、下記業務の入札及び見積りに関することについて

を復代理人と定め一切の権限を委任します。

記

業 務 名

入札に当たっての注意事項

- 1 入札金額（消費税抜き金額）は算用数字で記載し、その頭首には「¥」又は「金」を付すこと。

- 2 代理人が入札する場合の入札者の表示は、次によること。

「

住所	札幌市中央区北〇〇条西〇〇丁目
入札者	〇 〇 〇 〇 株式会社
氏名	代表取締役 〇 〇 〇 〇

役職印は
不要です。

住所	札幌市中央区北〇〇条西〇〇丁目
代理人	〇 〇 〇 〇 印
氏名	〇 〇 〇 〇 印

※ 代理人が入札する場合には、代理人の印のみ必要です。」

- 3 復代理人が入札する場合の入札者の表示は、次によること。

「

住所	札幌市中央区北〇〇条西〇〇丁目
入札者	〇 〇 〇 〇 株式会社
氏名	代表取締役 〇 〇 〇 〇

役職印は
不要です。

住所	札幌市中央区北〇〇条西〇〇丁目
代理人	〇 〇 〇 〇 株式会社 札幌支店
氏名	札幌支店長 〇 〇 〇 〇

住所	札幌市中央区北〇〇条西〇〇丁目
復代理人	〇 〇 〇 〇 印
氏名	〇 〇 〇 〇 印

代理人（支店
長等）の役職
印も不要です。

※ 復代理人が入札する場合には、復代理人の印のみ必要です。」

- 4 委任状の「委任者」等の表示も上記の例によること。

- 5 入札書は、契約名及び自己の名称若しくは商号を記載した封書に封入の上、提出（投函）していただきます。

(案)
委 託 契 約 書

- 1 委託業務の名称 独身寮管理業務（至誠寮）
- 2 委 託 期 間 年 月 日から
 年 月 日まで
- 3 業 務 委 託 料 金 円 [月額金 円]
（うち消費税及び地方消費税の額 金 円）
（注 () の部分は、受託者が課税事業者である場合に使用する。）
- 4 契 約 保 証 金 金 円（免除）
（注 () の部分は、契約保証金を免除する場合に使用する。）

上記委託業務について、委託者と受託者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり公正に契約し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（この契約を証するため、本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。）

（注）括弧書きの部分は、契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には以下の内容に置き換えて使用する。

「この契約を証するため、契約内容を記録した電磁的記録に当事者が合意の後、電子署名を行うものとする。」

（年 月 日）

（注）括弧書きの部分は、契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には削除する。

委託者 北 海 道

北海道警察本部長 友 井 昌 宏

受託者 住 所

氏 名

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、この契約書に基づき、別紙委託業務処理要領（以下「要領」という。）に従い、誠実に、この契約を履行しなければならない。

2 受託者は、頭書の委託期間において委託業務を処理し、委託者は、その対価である業務委託料を受託者に支払うものとする。

3 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

4 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。

5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、契約書及び要領に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

7 この契約書及び要領における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

9 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とし、委託者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第3条 受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(業務担当員)

第4条 委託者は、受託者の委託業務の処理について必要な連絡指導に当たる業務担当員を定め、受託者に通知するものとする。業務担当員を変更した場合も、同様とする。

(業務処理責任者等)

第5条 受託者は、委託業務の処理について業務処理責任者を定め、遅滞なく、委託者に通知するものとする。

2 受託者は、委託業務に従事する従業員を定め、遅滞なく、その氏名、年齢及び住所を委託者に通知するものとする。この場合において、従業員を2名以上定める場合は、そのうち1名を主任者と定め、業務処理の責任体制を明確にするものとする。

3 前2項の規定は、業務処理責任者又は委託業務に従事する従業員に異動があった場合に準用する。

(業務処理責任者等の変更請求等)

第6条 委託者は、業務処理責任者又は委託業務に従事する従業員が、委託業務の処理上著しく不適当と認められるときは、その理由を付した書面により、受託者に対し、その変更を請求することができる。

2 受託者は、前項の請求があったときは、その日から10日以内に必要な措置を講じ、その結果を委託者に通知しなければならない。

(施設の使用等)

第7条 委託者は、受託者（第5条の規定による従業員を含む。）が委託業務を処理するために要する居室を指定し、及び別表に掲げる備品を受託者に無償で供与するものとする。

2 受託者は、指定された居室及び供与を受けた備品について、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 受託者は、委託期間が満了したとき又は契約が解除されたときは、速やかに、指定された居室を原状に回復し、明け渡さなければならない。

4 受託者は、供与を受けた備品が不用となったときは、速やかに、委託者に返還しなければならない。

（受託者の義務）

第8条 受託者は、独身寮の利用者に対するサービス等の向上に専念しなければならない。

2 受託者（第5条の規定による従業員を含む。）は、委託者が必要と認めて請求した場合は、受託者の負担において健康診断を受けるとともに、その結果を委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、独身寮の施設及び供与を受けた備品について事故があったときは、速やかに委託者に報告し、その措置につき委託者と協議しなければならない。

4 受託者は、委託者が請求した場合は、賄いその他について原価計算を行い、委託者に提出しなければならない。

5 受託者は、前各項のほか、委託業務の処理に関し、委託者と受託者とが協議して定めた事項に従わなければならない。

（調査等）

第9条 委託者は、委託業務の処理状況について、随時に、調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。

2 受託者は、前項の規定による求めに対し、速やかにこれに応じなければならない。

（報告義務）

第9条の2 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、委託者に報告し、その措置につき委託者と協議しなければならない。

(1) 要領で定める方法以外の方法により委託業務を処理する必要があると認められるとき。

(2) 委託業務に付随して処理する必要があると認められる業務が生じたとき。

(3) 委託業務の処理に関し事故が生じたとき。

（業務委託料の支払）

第10条 委託者は、受託者に対して毎月20日までに前月分の業務委託料を支払うものとする。

2 委託者は、その責めに帰すべき理由により第1項の業務委託料の支払が遅れたときは、当該未払金額につきその遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を受託者に支払うものとする。

3 業務委託料の支払場所は、北海道会計管理者の勤務の場所とする。

（秘密の保持）

第11条 受託者は、この契約により知り得た秘密を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了した後においても適用があるものとする。

（予算の減額又は削除に伴う契約の解除）

第12条 委託者は、この契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、こ

の契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる。
この場合において、受託者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(委託者の任意解除権)

第13条 委託者は、次条及び第15条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、委託者は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、受託者に通知しなければならない。

2 前項の規定による解除が月の中途で行われるときは、委託者は、当該月における業務委託料を受託者に支払うものとする。

3 第1項の規定により契約を解除した場合において、受託者に損害を与えたときは、委託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、委託者が賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(委託者の催告による解除権)

第14条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 委託業務の処理が著しく不相当であると明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由なしに委託者との協議事項に従わないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第15条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に基づく債務の履行ができないことが明らかであるとき。
- (2) 受託者がこの契約に基づく債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (7) 第17条又は第18条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時委託業務等の契約を締結する事務所

の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用等をしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

(委託者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限)

第16条 第14条各号又は前条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、委託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受託者の任意解除権)

第17条 受託者は、次条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、受託者は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、委託者に通知しなければならない。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、委託者に損害を与えたときは、受託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、受託者が賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(受託者の催告による解除権)

第18条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受託者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限)

第19条 前条に定める場合が受託者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、受託者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第20条 委託者は、この契約が委託業務の完了前に解除された場合(第13条第1項の規定により解除された場合を除く。)において、既に行われた業務処理により利益を受けるときは、その利益の割合に応じて業務委託料を支払うものとする。

(委託者の損害賠償請求等)

第21条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、業務委託料の10分の1に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第14条又は第15条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき理由によって受託者の債務について履行不能となったとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項各号に定める場合（前項の規定により第1項第2号に該当する場合と見なされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、同項の規定は適用しない。

（委託業務の処理に関する損害賠償）

第22条 受託者は、その責めに帰すべき理由により独身寮の施設及び供与を受けた備品に関し、委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定により賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

3 受託者は、委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、受託者の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が委託者の責めに帰すべき理由による場合は、委託者の負担とする。

（受託者の損害賠償請求等）

第23条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第18条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

（相殺）

第24条 委託者は、受託者に対して金銭債権があるときは、受託者が委託者に対して有する業務委託料請求権その他の債権と相殺することができる。

（個人情報の保護）

第25条 受託者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（電子メールを利用する方法）

第26条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子メールを利用して行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（契約に定めのない事項）

第27条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第2 秘密の保持

- 1 受託者は、この契約による事務を処理するために知り得た個人情報の内容を他に漏らしてはならない。
- 2 受託者は、その使用する者が、この契約による事務を処理するために知り得た個人情報の内容を他に漏らさないようにしなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第3 目的外収集・利用の禁止

受託者は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

第4 第三者への提供制限

受託者は、この契約による事務を処理するため、委託者から提供された個人情報が記録されている資料等を、委託者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

第5 複写、複製の禁止

受託者は、この契約による事務を処理するため、委託者から提供された個人情報が記録されている資料等を、委託者の承諾なしに複写し、又は複製をしてはならない。

第6 提供資料等の返還等

受託者は、この契約による事務を処理するため、委託者から提供された個人情報が記録されている資料等を、事務完了後、速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

第7 契約解除及び損害賠償

委託者は、受託者が個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

別 表

供 与 物 品 一 覧

品 名	規 格	呼称	数量	摘 要
食器戸棚	木製	個	1	至誠寮
冷凍冷蔵庫	シャープ(株) SJ-G61X-B	台	1	至誠寮

電子契約の導入に伴う契約方法の申し出について

北海道警察では、令和6年4月以降、制限付一般競争入札等を行う案件から電子契約が可能となります。

道の電子契約は、落札者（又は決定者）の「希望制」としており、落札者等の決定後、速やかに契約手続を行うため、**北海道警察本部**が発注する全ての工事及び委託業務につきましては、次のとおり**入札書（又は見積書）の提出日に「契約に関する申出書」を提出**していただくことになりますので、入札参加者及び見積書提出者の皆様の御理解と御協力をお願いします。

記

1 「契約に関する申出書」の様式について

別紙1、別紙1－②及び別紙1－③のとおり

または北海道建設部建設政策局建設管理課のHPに掲載しています。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/166234.html>

参加する案件ごとに必要となりますので、印字若しくはダウンロードの上、発注機関や開札日別に整理、保管されるようお願いします。

2 申出書の提出時期及び提出方法について

提出時期	入札書（又は見積書）提出時 （＝開札日）
提出方法	「契約に関する申出書」へ必要事項を記載し開札日に持参し、落札者等となった場合に担当者に提出

3 留意事項

- (1) 落札決定時に「契約に関する申出書」の提出がない場合でも、入札書（又は見積書）が無効になることはありませんが、速やかに契約方法を確認し、契約手続を行う必要があることから遺漏等がないよう御確認をお願いします。
- (2) 委託業務の落札者等が提出した「契約に関する申出書」において、電子契約を希望した場合、電子契約を承諾したものとみなす取扱となります。

「契約に関する申出書」の提出について、不明な点等ございましたら、下記問い合わせ先へお問い合わせください。

お問い合わせ先 〒060-8520

札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部施設課契約係

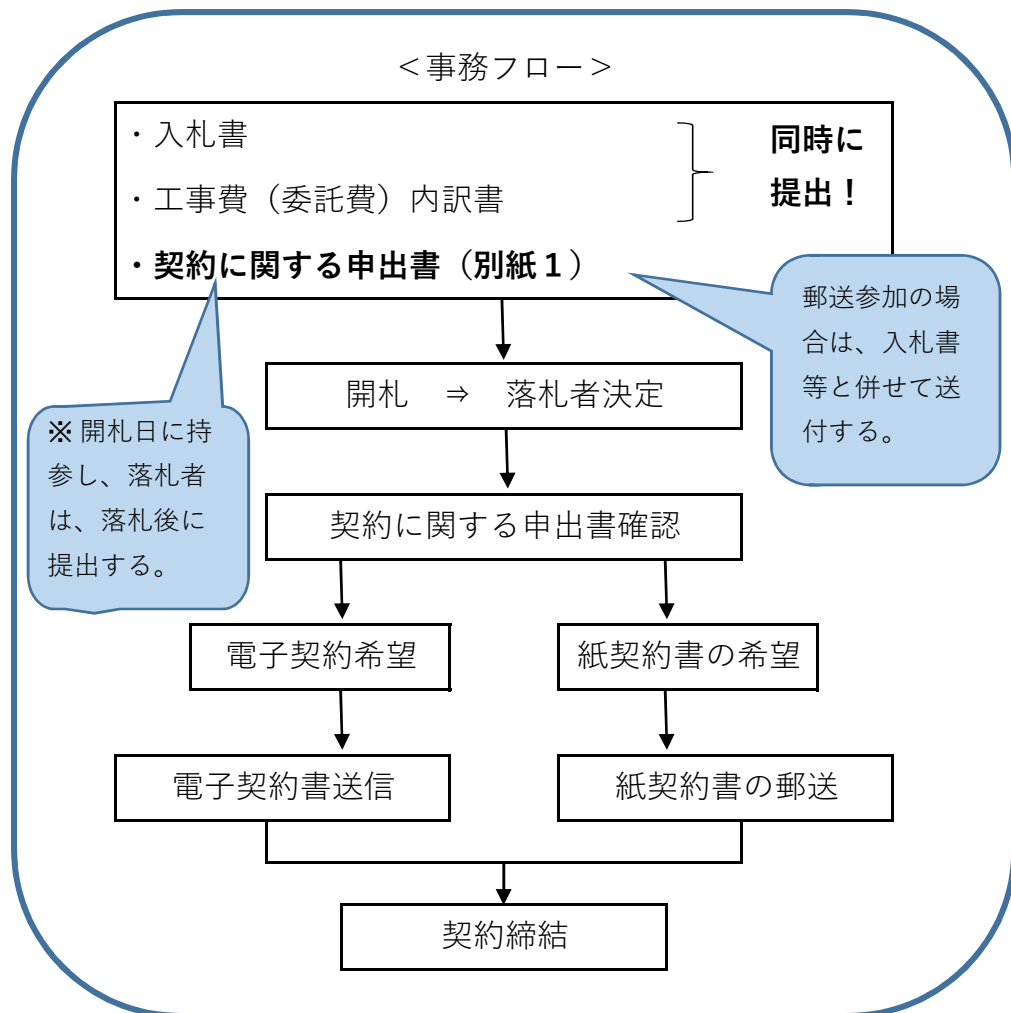
電話 011-251-0110（内線2302～2305）

電子契約の導入に伴う契約方法の申し出について
【令和6年4月1日以降】

(北海道警察本部総務部施設課)

北海道警察では、令和6年4月以降に入札公告及び見積案内等を行う案件から電子契約が可能となります。

道の電子契約は、事業者の「希望制」としており、落札者の決定後、速やかに契約手続を行うため、北海道警察総務部施設課が発注する全ての工事及び委託業務につきましては次のとおり**入札書等と同時に「契約に関する申出書」を提出**していただくことになりますので、入札参加者の皆様の御理解と御協力をお願いします。



※ 変更契約から「紙契約」を希望される場合は、当課契約係へお問い合わせください。

契約に関する申出書

令和 年 月 日

北海道警察本部長 様

住所
商号又は名称
代表者役職・氏名

令和 年 月 日に開札予定の次の委託業務について、落札者となった
場合の契約方法を、次のとおり申し出ます。

(整理番号)		()	
業務名			
契約方法 等の申出		☐ 紙での契約を希望します。 ☐ 電子契約を希望します。 なお、契約書送付先のメールアドレスは、次のとおりです。	
(締結権限者)	氏名	アドレス	
(契約担当者)	氏名	アドレス	
連絡先	担当者	(所属) (職・氏名) (電話番号)	

(留意事項)

※ 紙参加の場合は、必要事項を記入の上、開札日に持参してください。

契約に関する申出書

令和 年 月 日

北海道警察本部長 様

住所

商号又は名称

代表者役職・氏名

代理人 住所

氏名

令和 年 月 日に開札予定の次の委託業務について、落札者となった場合の契約方法を、次のとおり申し出ます。

(整 理 番 号)		()
業 務 名		
契 約 方 法 等 の 申 出		☐ 紙での契約を希望します。 ☐ 電子契約を希望します。 なお、契約書送付先のメールアドレスは、次のとおりです。
(締結権限者)	氏名	アド レス
(契約担当者)	氏名	アド レス
連 絡 先	担 当 者	(所 属) (職 ・ 氏 名) (電 話 番 号)

(留意事項)

※ 紙参加の場合は、必要事項を記入の上、開札日に持参してください。